

事務連絡  
平成20年7月3日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(中国産ねぎ及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号(最終改正:平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号)に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産冷凍わけぎにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしく願います。

記

1 対象食品

中国産ねぎ(わけぎを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)

2 検査項目及び検査頻度

(1) HANGZHOU RIXIN IMPORT & EXPORT CO., LTD.が製造又は輸出したわけぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ピリメタニルに係る自主検査を実施するよう指導すること。

(2) 1の食品について、残留農薬(ピリメタニルを含む。)に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参考)

- 品名:加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):わけぎ
- 生産国:中華人民共和国
- 製造者:HANGZHOU RIXIN IMPORT & EXPORT CO., LTD.
- 検査結果:ピリメタニル 0.04ppm(基準値:0.01ppm)
- 検疫所:大阪検疫所(届出受付番号:第61015186280号1欄)
- 輸入者:株式会社 農産開発